

平成30年度事業計画書

自：平成30年（2018）年 4月 1日

至：平成31年（2019）年 3月31日

I 公益目的事業（公1）

公益社団法人日本演奏連盟は、クラシック音楽の演奏家の育成と権利擁護促進活動及びクラシック音楽の普及促進と調査研究のための活動として、平成30年度において次に掲げる事業を公益目的事業としてまとめ、実施する。

1 演奏家の育成事業(育成)

(1) 新進演奏家育成プロジェクト（文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」申請中）

当事業は文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」として国から支援を得て実施しているもので、当事業の主旨は新進芸術家が技術を磨いていくために必要な舞台公演等の実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供し、その基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家の育成等に資すること、とされている。当連盟ではこの主旨に則り、全国の主要都市で公募による実技オーディションを実施し、有望な若手演奏家の発掘を目指すとともに、東京一極集中を打開し、地域に根差した音楽活動を行う若手演奏家を支援し、もって我が国の芸術文化の発展に寄与する。

平成30年度においては「新進演奏家育成プロジェクト」として次の4つのシリーズを全国規模で展開し、将来の日本楽壇を担う人材を育成する。

①「リサイタル・シリーズ」の開催・・・20公演

下記の6都市において実技オーディションを行い、優秀な新進演奏家を選抜し、ソロ・リサイタル形式による演奏会を開催する。演奏家にとってソロ・リサイタルは日頃の研鑽の成果を発表する重要なステージであり、演奏活動の生涯にわたって取り組むべき課題である。当連盟としては、新進演奏家の本シリーズに出演することによりプロとしての第一歩を踏み出すことができるよう、物心両面のサポート体制で臨む。

- ・リサイタル・シリーズ SAPPORO（2公演）

会場：札幌コンサートホール Kitara 小ホール

時期：平成30年12月～平成31年1月

- ・リサイタル・シリーズ TOKYO（10公演）

会場：東京文化会館小ホール

時期：平成30年7月～平成31年1月

- ・リサイタル・シリーズ NAGOYA（2公演）

会場：名古屋ザ・コンサートホール（電気文化会館）

時期：平成30年11月～12月

- ・リサイタル・シリーズ KYOTO (1 公演)
会場：京都コンサートホール・アンサンブルホールムラタ
時期：平成 31 年 2 月
- ・リサイタル・シリーズ OSAKA (4 公演)
会場：大阪いずみホール
時期：平成 30 年 10 月～12 月
- ・リサイタル・シリーズ OITA (1 公演)
会場：iichiko 総合文化センター音の泉ホール
時期：平成 31 年 1 月

②「オーケストラ・シリーズ」の開催・・・6 公演

下記の 6 都市で地域のプロ・オーケストラと共演する機会を提供する「オーケストラ・シリーズ」は、オーケストラと協演可能な全ての楽器を対象として公募し、実技オーディションを経て出演者を選考する。出演者のレベルは高く、このステージから世界へ羽ばたいていく若手演奏家も数多い。オーケストラとの共演という得がたい機会であり、希望演奏曲目は古典から近現代まで多種多様なプログラムになる。指揮者にとってまたオーケストラにとっても非常にハードな公演となることが多いが、若手演奏家に対して温かなサポートを示していただいている。若手演奏家にとっての重要なキャリアの一つとなるよう、地域のオーケストラの協力を仰ぎながら事業を推進していきたい。

オーディション：平成 30 年 10 月～12 月

演奏会：平成 31 年 1 月～2 月

- ・オーケストラ・シリーズ札幌
共演：札幌交響楽団
会場：札幌コンサートホール Kitara 大ホール
- ・オーケストラ・シリーズ仙台
共演：仙台フィルハーモニー管弦楽団
会場：日立システムズホール仙台コンサートホール
- ・オーケストラ・シリーズ名古屋
共演：名古屋フィルハーモニー交響楽団
会場：愛知県芸術劇場コンサートホール
- ・オーケストラ・シリーズ大阪
共演：日本センチュリー交響楽団
会場：ザ・シンフォニーホール
- ・オーケストラ・シリーズ広島
共演：広島交響楽団
会場：JMS アステールプラザ大ホール
- ・オーケストラ・シリーズ福岡
共演：九州交響楽団
会場：FFG ホール

③「ジョイント・リサイタル」の開催・・・1公演

文化庁新進芸術家海外研修制度は、若手演奏家が海外で研鑽する機会を得ることのできる国費留学制度で、当連盟では長年にわたりこの制度の受付業務に協力してきた。この研修制度により海外で研鑽を深めた若手演奏家が、帰国後にその成果を発表する場として、当連盟ではジョイント・リサイタル形式による演奏会を開催し、更なる飛躍の後押しをする。

- ・会場：東京オペラシティリサイタルホール
- ・時期：平成30年12月

④「トランペット奏者のための公開マスタークラス」・・・2回

講師：杉木峯夫

国内外で活躍する第一線の演奏家を講師に招き、我が国の芸術分野の未来の担い手に直接、指導、助言を与えてもらう公開マスタークラスを全国規模で開催してきた。

ジャンルはピアノ、声楽（オペラアリア、日本歌曲）、ヴァイオリン、チェロ、ホルン、フルート、歌曲伴奏法など多岐にわたっている。

30年度はトランペット奏者で東京藝術大学名誉教授、愛知県立芸術大学特任教授の杉木峯夫さんを講師に招き、東京と富山で若いトランペット奏者のための公開マスタークラスを開催する。

杉木峯夫さんは国立リヨン管弦楽団、札幌交響楽団、サイトウ・キネン・オーケストラ、水戸室内管弦楽団、紀尾井ホール室内管弦楽団などでトランペット奏者として活躍するとともに東京藝術大学教授、同大学演奏芸術センター長として後進の育成に力を注いできた日本屈指のトランペット奏者である。同時に日本トランペット協会理事長として、トランペットの普及活動に情熱を注ぐなど多方面で活躍している。

トランペット人口は多いが、プロの演奏家を目指す若手奏者を対象とする公開マスタークラスはそれほどチャンスがあるわけではなく、この機会に才能ある若い世代のトランペット奏者の発掘と育成を図ることを目指す。

- ・会場：東京オペラシティリサイタルホール、富山市北日本新聞ホール
- ・時期：平成30年11月

(2) 文化庁新進芸術家海外研修制度の協力（平成31年度対象）

文化庁では、我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成する制度を設けており、これまでに数多くの芸術家がこの制度を通じて成果をあげてきた。

当連盟は文化庁の協力団体として、多くの演奏家の書類を受付けており、30年度も引き続き同制度の広報及び受付業務に協力する。

- ・対象 15歳以上18歳未満（高校生）と18歳以上の2部門
- ・研修内容 1年研修、2年研修、3年研修、特別研修（80日間）
（18歳未満は350日間）
- ・書類提出 文化庁への提出時期 平成30年8月初旬

- ・文化庁選考 書類・DVD選考及び面接選考 平成30年10月～平成31年2月
- ・正式決定 内定(平成31年2月下旬～3月上旬)を経て、平成31年5月頃決定
- ・研修開始 平成31年9月以降

2 音楽普及活動(自主公演)

(1) 「2019 都民芸術フェスティバル」(東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団助成事業予定)

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で50年の歴史を誇る。毎年1月から3月までの期間、音楽、バレエ、演劇、能、日本舞踊等、芸術各ジャンル11部門、約100公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の19公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ(3団体、3演目、8公演予定)

共催団体：公益財団法人東京二期会、公益財団法人日本オペラ振興会

会場：東京文化会館大ホール他

- ・オーケストラ・シリーズ(8団体、8公演)

出演楽団：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

会場：東京芸術劇場コンサートホール

- ・室内楽シリーズ(3組、3公演)

出演団体：室内楽団等

会場：東京文化会館小ホール

(2) 日本演奏連盟関西委員会発足30年記念事業

地域委員会として活動する関西委員会は2019(平成31)年に発足30周年を迎える。これを記念して公益目的に資する記念事業を開催すべく、平成30年度は準備期間として事業の構築に努める。

(3) 2020 東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムに関する検討

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、オリンピック憲章に謳われている文化プログラムに関連して、当連盟としての取組について幅広く検討する。

3 調査研究及び権利擁護活動(調査、資料収集)

(1) 「演奏年鑑2019 音楽資料(通巻第45号)」の刊行(文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」申請中)

国内において様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を統計資料としてまとめ、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進演奏家の活動の指針となるテーマを重点的に調査し掲載することにより、将来の楽界を担う新進芸術

家の育成に貢献できる資料作りを目指す。

B5判 約590頁 1,600部 官公庁、マスコミ、音楽系大学、関係団体等に配布する。

(2) 機関紙・月刊「えんれん」の発行

国の文化予算をはじめ文化行政に関する事項、国公立音楽系大学教員公募、オーケストラ楽員募集など、我が国の楽界における様々な情報を記事にまとめ、月1回発行する。

B5判 8頁建 3,650部 会員及び官公庁、関係団体、マスコミ等に配布する。

情報誌「ぶらあぼ」の配布

音楽情報誌月刊「ぶらあぼ」(無料)と提携し、機関紙とともに関係各方面に配布する。

(3) 著作隣接権クラシック分配作業促進活動

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターCPRA及び一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNを通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN内に設けたMPNクラシック委員会(日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟)に参加し、著作隣接権クラシック部門2016年度徴収分の報酬分配の作業に協力する。

(4) 芸術家会議の活動、その他芸術文化団体との連携協力

全国のオーケストラ、オペラ、バレエ、日本舞踊、演劇、伝統芸能など41の芸術文化創造団体で構成する芸術家会議の事務局として、国の芸術文化予算の更なる拡充、寄付金に係る税制改正、文化省設置等を求めることを主目的に、文化芸術基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等を求めて、関係団体と協力・連携する。また都民芸術フェスティバルに参加する団体を中心に在京8団体で東京都芸術文化団体協議会を組織し、その事務局として東京都における芸術文化予算の拡充を求める活動を行う。

協力する関係団体：・芸術家会議(41の全国の芸術創造団体で構成)

- ・(公社)日本芸能実演家団体協議会(68の芸能実演家の団体)が集い、実演家の権利擁護と適正な権利処理を推進し、実演芸術の振興と芸術文化の発展に寄与することを目的に活動)
- ・東京都芸術文化団体協議会(8の在京芸術団体で構成し、東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係を維持)

(5) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(6) ホームページやSNSを活用しての情報発信

ホームページ、Twitter、facebookを活用して情報発信に努める。

URL <http://www.jfm.or.jp>

<https://www.facebook.com/jfm.enren>

https://mobile.twitter.com/jfm_enren

4 助成・奨学活動（応募型）

（1）「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」（5公演対象）

声楽家の増山美知子さんから提供を受けた資金をもとに、35歳以下の優秀な若手演奏家が行う自主リサイタルなどの演奏会を対象に公募し、書類審査、CD審査を実施し、合格した者に経済的支援を行う。

（2）宗次エンジェル基金／公益社団法人日本演奏連盟新進演奏家国内奨学金制度（給付型）

特定非営利活動法人イエロー・エンジェル（愛知県名古屋市）の宗次徳二理事長から支援を得て、プロのクラシック音楽の演奏家を志す全国の優秀な生徒、学生、若手演奏家に対し、教育機関での学業費用または国内での研修費用等を支援する奨学金制度（返済不要の給付型）を引き続き実施する。募集方法は公募とし、書類審査、CD審査、実技審査を経て奨学生を決定する。なお平成30年度は奨学生15名への奨学支援をするとともに、平成31年4月から1年間の奨学生を公募する。

給付額：月額5万円（年額60万円）

対象人数：10名～15名（予定）

5 啓蒙・啓発活動

（1）「日本演奏連盟後援」名義許認可事業

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

（2）「コンサート・アシスト」事業

会員をはじめとする演奏家が、自主的にリサイタルを開催する場合等の実務をサポートする事業。演奏家にとっては、自主コンサートの開催は事務的な作業負担が大きいため、当連盟としてこれまでのコンサート開催により蓄積したノウハウをいかし、特に新進演奏家がリサイタル開催を希望するものについて、有料で開催をサポートする。

（3）東日本大震災復興支援のための演奏会協力

日本赤十字社福島県支部の要請を受けて、東日本大震災により被災した小中学校等に演奏家を派遣する事業に協力する。

6 その他、公益目的を達成するために必要な事業

ロシア・サンクトペテルブルクにある非営利の若手演奏家育成組織「音楽の家」との若手演奏家相互交流に努める。

II その他の事業（相互扶助等事業）（他1）

1 会員向け事業

（1）「山田康子奨励・助成コンサート」（6公演対象）

ピアニストの故山田康子さんから提供された資金をもとに、昭和63年度（1988）から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行うもの。これまでに171公演を奨励、助成している。

（2）「日本演奏連盟会員名簿」（年1回）の発行

B5判 約125頁 3,400部 11月に発行し、全会員に配布する。

（3）福祉厚生に関する互助業務

会員相互の助け合いの精神のもと、健全な互助制度の維持に努める。

（4）芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が運営する国民健康保険組合への加入取り扱いを行う。
また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続を引き続き行なう。

（5）会員のための税務相談

確定申告時期に顧問税理士による税務相談を行い、税務申告の手助けを行う。

（6）会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。